

質疑への回答

【参加表明に関する質疑】

令和2年4月13日

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
1	様式リスト	様式4-2の【施工業務】の実績を証明できる資料名としていくつかの記載がありますが、「コリンズの登録内容確認書」があれば、それだけを添付すれば良いと考えてよろしいでしょうか。お教え願います。	コリンズの登録内容確認書のみで要件が確認できるのであれば、よろしいです。ただし、例えば複合施設などで該当する部分が分かりにくい場合は、同種・類似用途の面積が確認できる資料も提示してください。
2	様式4-2 参加資格確認書	施工実績証明について、「コリンズ登録内容確認書」の他に記載添付資料の「契約書の写し」、「業務完了を示す資料」、「仕様書」、「確認済証」、「大臣認定証」等の資料も必要でしょうか。	No. 1の回答を参照してください。
3	様式4-1	様式4-1（特定建設工事共同企業体用）の参加表明書につきまして、（提出者）の欄は、共同企業体名を記載すればよろしいでしょうか。お教え願います。	お見込みの通りで結構です。
4	様式4-1 参加表明書	提出者の記入欄は、共同企業体名で提出するのでしょうか？	No. 3の回答を参照してください。
5	様式4-2	様式4-2参加資格確認書（施工業務）につきまして、実績要件のaとbが別々の工事の場合は「②b」の欄を増やし、2つの実績を記載すればよろしいでしょうか。お教え願います。	様式4-2参加資格確認書（施工業務）には、「②b」の欄が既に記載されていますので、増やさずに記載してください。
6	様式5	設計事務所と建設会社が共同企業体を組成する場合において、特定建設工事共同企業体協定書を乙型とし、第8条（構成員の出資割合）を（各構成員の分担業務）と変更することは可能でしょうか。お教え願います。	設計事務所と建設会社が組成する場合は、甲型と乙型の「併用方式」となります。その場合は、様式5特定建設工事共同企業体協定書第8条の出資比率の後ろに括弧書きで、分担する業務を記載してください。
7	様式5	設計事務所と建設会社が共同企業体を組成する場合において、乙型の協定書が不可の場合は、第8条の出資割合で設計事務所は0%（ゼロパーセント）としてもよろしいでしょうか。お教え願います。	お見込みの通りで結構です。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
8	様式5	特定建設工事共同企業体協定書について、建設会社と設計事務所がJVを組成する場合、現在のところ提案金額の内、設計業務に係る価格が不明の為、出資比率を記載することができません。協定書の各出資比率の記載はどのようにすればよいでしょうか。	No. 7の回答を参照してください。
9	様式5	施工業務を携わる業者と設計業務を携わる業者の構成比率が現時点では確定しないので、第8条に記載の各社の出資比率は予定比率での記載で宜しいですか？	No. 7の回答を参照してください。
10	特定建設工事共同企業体協定書第8条	出資割合とは提案価格の総額に対する各構成員の請負額を比率にしたものでよろしいでしょうか。	お見込みの通りで結構です。
11	様式5	協定書の作成通数について、末尾に（この協定書の作成通数について共同企業体構成員の数に加えて、本市提出分を作成してください）とありますが、2社で共同企業体を組成する場合、本文の「・・・その証拠としてこの協定書を3通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする」となり、3通の捺印した協定書本書を作成し、そのうちの1通を市に提出するというのでしょうか。お教え願います。	協定書は、共同企業体構成員の数を作成し、市には写しを提出することとしてください。左記の想定では、「その証拠としてこの協定書を2通作成し、…」となります。
12	様式4-1, 5	参加表明書及び特定建設工事共同企業体協定書の記名押印は全て受任者でよろしいでしょうか。	お見込みの通りで結構です。
13	実施要領 P. 4	4 (3) 業務別参加資格について、JV内に2社の設計業務を担当する企業がある場合は、その内1社が該当すれば、参加資格は満足するのでしょうか。	実施要領4-(3)-①に記載の一级建築士事務所登録は2社とも必要になります。
14	様式4-2 参加資格確認書	JV内に2社の設計企業が構成される場合で、1社のみ資格要件を満足する場合は、参加資格確認書の提出は1社のみとなりますか。または、2社共とし、該当する実績のみの記載を行うこととなりますか。	No13の回答理由から、2社とも提出をお願いします。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
15	様式4-2	No. 14で2社とも提出となる場合は、③配置技術者欄のチェックについてはJVとしてそれぞれの参加資格確認書に☑とする考えでよろしいですか。	お見込みの通りで結構です。
16	様式4-1	御坊市入札参加資格の申請の際に、本社から支社への委任を申請している場合は、委任を受けた者の記名・押印でよろしいでしょうか。	お見込みの通りで結構です。
17	様式4-2	No. 16の質疑が委任者で良い場合、参加資格確認書に添付する建築士事務所登録証明書もその委任先の支社のものでよろしいでしょうか。	お見込みの通りで結構です。
18	様式4-1 参加表明書	構成員それぞれ代表者からの委任状はいりませんか。	委任状は必要ございません。
19	様式4-1 参加表明書	指定様式で構成員記入欄が空白の場合もそのままよろしいでしょうか。	適宜削除してください。
20	様式4-2 参加資格確認書	特定建設業許可は写しでよろしいでしょうか。	お見込みの通りで結構です。
21	様式4-2 参加資格確認書	参加資格確認書記載工事と実績・体制審査に係る提案書記載工事は、異なっても良いのでしょうか。	お見込みの通りで結構です。
22	様式5 特定建設工事共同企業体協定書	第3条 事務所所在地はJV代表者の住所でよろしいでしょうか	お見込みの通りで結構です。
23	様式5 特定建設工事共同企業体協定書	第6条 営業所名は省略してよろしいでしょうか。	正式名称を記載してください。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
24		最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)の提出は不要でよろしいでしょうか。	必要ございません。
25	様式リスト 様式4-2 参加資格確認書	各証明書類で原本が必要な書類はございますでしょうか。	ございません。
26	実施要領P.9 9.参加表明書の作成及び提出方法について	提出書類ア,イ,ウ,エについてそれぞれの項目毎のページ番号を付したらよろしいでしょうか。(ウ特定建設工事共同企業体協定書は袋とじとなり、ア～エの通しページ番号が記載し難い為。)	わかりやすい資料になるように工夫頂ければ、ページ番号の付け方に決まりはございません。